

令和6年度電子カルテ導入事業
入札仕様書

医療法人社団福寿会
みらいリハビリテーション病院

1. 事業名及び調達物品等

事業名 : 令和 6 年度東京都病院診療情報デジタル推進事業
調達物品等 : 電子カルテシステム一式

2. 目的

- ①法人グループ内の医療介護の情報一元管理
- ②地域連携(病病連携・病診連携・医療介護連携)の強化
- ③業務効率の向上・生産性向上
- ④感染管理・医療安全の強化を目的に、電子カルテシステムを導入し I T ネットワークを確立する。

3. 設置場所

みらいリハビリテーション病院 (東京都足立区入谷 1 丁目 8 番 1 9 号)

4. 納入期限

令和 7 年 3 月 31 日

5. 基本仕様

A. 基本条件

- ①ネットワーク含め 3 省 2 ガイドラインに対応したクラウド型のシステムになっていること。
- ②法人内の事業所間で、カルテ情報(経過記録や処方)が共有できること。
- ③ソフトウェア保守、ネットワーク保守契約のサービスを提供できること。
- ④以下の電子カルテシステム導入を実施可能、及び、実績のあるベンダーであること。
 - ・富士通「HOPE Cloud Chart II」
 - ・ソフトウェア・サービス「e-カルテ」
 - ・ソフトマックス「Plus Us」
- ⑤導入するシステムは都内において 10 以上の病院に納入し、全国では 100 件以上の稼働実績があること。
- ⑥今後の法人内外の情報連携について、円滑に行い得るシステムであること。

- ⑦エヌ・デーソフトウェア株式会社 介護システム「ほのぼの Next」との連携を視野に入れたシステムとなっていること。
- ⑧福寿会病院に設置の PACS サーバへの接続及び、カルテシステムからビューワ（シナプス）を立ち上げ、画像参照できること。
- ⑨現行医事システム（HOPE）から新医事システムへのデータ移行が行えること。
- ⑩電子カルテシステム、医事会計システム共に業界標準である Windows 対応のソフトウェアであること。
- ⑪導入にあたって必要な業務ヒアリング・ワーキンググループ・操作研修・リハーサル等については、当職員に対し、十分なサポートを行うとともに、当職員が余裕を持ったスケジュールで実施できるように配慮すること。
- ⑫緊急時に対応できる為、1 台のシステムに電子カルテと医事会計システムの両方をインストールできること。
- ⑬メインサーバダウン時でもサブサーバより電子カルテデータが参照できるよう、冗長化されたシステムであること。

B. 共通仕様

①サポート体制

- ア. 納入者は業務に精通したもので、これらシステムを導入した経験を持つものを 配置すること。
- イ. セキュリティを確保したりリモートメンテナンス（遠隔対応）が対応できること。

②保守管理体制

- ア. 障害時には病院業務の遂行に支障を及ぼす影響を極小化するために迅速に対応できること。

③拡張性

- ア. 将来の端末増設にも柔軟に対応できること。
- イ. ワード、エクセル等のパッケージソフトも使用できる端末であること。

④端末応答時間

- ア. 端末の応答時間は概ね 1 秒～2 秒を目安とし、業務に支障のなく稼動できること。
- イ. オーダー発行等による印刷指示から印刷開始までの所要時間を 2 秒～3 秒程度以内とすること。他印刷ジョブの待ち状態による印刷遅延が発生しないこと。

⑤システムのメンテナンス

- ア. 請求や業務に必要な場合、マスタメンテナンスによりいつでも容易に登録・変更・削除が可能であること。
- イ. 基本マスタが提供され、常に最新版に保たれること。

⑥システムの信頼性

- ア. ディスクアレイ化やミラーリング等の採用で万全なシステムを構築すること。
- イ. 電子カルテシステムがダウンした場合でも医事システムのみでの運用が可能であるシステムであること。障害発生時のデータ復元を可能とするシステムであること。
- ウ. サーバードダウン時に継続して運用が可能なシステムであること。

⑦システムの機能

- ア. 電子カルテシステムと医事システムでは必要な情報連携がリアルタイムで可能であること。
- イ. 電子カルテシステム、医事会計システムは同一上の PC 上で稼動可能とすること。
- ウ. 患者情報や診療情報としてテキストデータ、画像データ、手書きデータ等のデータを扱えること。
- エ. 電子カルテデータは Web を利用した閲覧が可能であること。

⑧データ管理

- ア. 患者の基本情報はサーバーで一元管理すること。

⑨セキュリティ

- ア. 機密保護対策としてパスワードの設定が行えること。またパスワードが変更できること。
- イ. 電子カルテシステム、医事会計システムは同一上の PC 上で稼動可能とすること。
- ウ. 医事システムのログオン時にユーザー名、パスワードの設定が行えること。
- エ. 電子カルテのログイン者は画面に所見、オーダー記入者として反映されること。
- オ. パソコン紛失・盗難による情報漏洩を防ぐための機能を有していること。

⑩運用説明および操作説明書

- ア. 職員に対し、システムの説明および操作教育、障害発生の際の対応教育を実施することと、必要なマニュアルを提供すること。

⑪職員に対する教育研修

- ア. 職員が電話にて問題解決できるよう、サポート・教育できること。

⑫その他

- ア. 電子カルテ、医事システムは必要な環境、ソフト類を含め、ハードウェア等にインストールして納入する。
- イ. 操作やシステム設定変更の問合せの為のサポート窓口が平日、土日曜共に設置されていること。また、このサポート窓口は、解決困難な問い合わせ事項を除き、概ね 2～3 営業日以内には的確な回答をできる能力を有していること。

C.電子カルテシステム仕様

①カルテ入力

A. 主訴・所見

- ア. 所見はあらかじめ登録された文章からの入力が可能なこと。(=テンプレート)
また、随時登録も容易に可能なこと。
- イ. シェーマーの登録・入力が可能なこと。シェーマーには手書き・数値・テキスト等の情報を随時入力できること。
- ウ. シェーマーは患者入力中でも範囲指定で登録処理が行えること。
- エ. 所見はカルテ2号紙イメージ画面から直接 DO 入力が可能なこと。
- オ. 患者の来院履歴が容易に把握でき、ワンタッチでその日のカルテを表示できること。
- カ. 確認したい患者の入力済みカルテを容易に指定できること。
- キ. カルテ印刷機能を有し、その日分のみあるいは日付指定で印刷可能なこと。
- ク. 家族歴、バイタル（身長、体重、血圧、体温等）の登録と履歴管理が行なえること。

B. オーダー

- ア. カルテ画面より、保険カルテ、自費カルテ、労災・自賠責、リハカルテが表示できかつ入力できること。
- イ. オーダー入力はカナ検索、入力でも行えること。
- ウ. オーダー入力はセットの登録により、いかなる診療行為でも混在して登録・入力できること。
- エ. オーダーセット登録、入力ができること。
- オ. 処方欄からカルテ2号紙イメージ画面から直接 DO 入力が可能なこと。
- カ. 上記入力後でも数量・回数・日数の変更、行削除等がダイレクトに行えること。
- キ. 患者毎に定期処方の登録・入力が可能なこと。
- ク. 患者毎に禁止薬の登録・入力が可能なこと。
- ケ. 設定により処方、病名のチェックが行えること。
- コ. オーダーされた診療内容は時系列で表示でき、また設定により診療行為毎に表示でき、また入力できること。また、それを参照しながら DO 入力できること
- サ. カルテ画面において必要な情報が表示可能なこと。
(患者情報、属性、検査異常値等)
- シ. オーダー入力後、指示箋の印刷を可能とすること。
- ス. 処方・オーダーにフリーコメント入力が可能であること。
- セ. 代行入力（クランク等による入力）を可能とし、入力者の記録が可能であること。
- ソ. 入院カルテが作成できること。
- タ. 入院患者のオーダーが入力でき、かつ医事会計に反映できること。

C.病名

- ア. 現行医事システムからの病名の流用が可能であること。
- イ. 病名入力オーダー画面から入力が行えること。

②検査

- ア. 検査のデータはメディア等による結果値の読み込みが可能なこと。
- イ. 検査結果は手入力による登録方法も可能とすること。
- ウ. 院内検査装置の接続、結果値読み込みも設定により可能なこと。
- エ. 検査結果は情報として開示または印刷が可能なこと。

③画像表示

- ア. スキャナーでの（ネットワーク経由も含）画像が取り込み可能なこと。また、カルテ画面にて画像表示が容易に行えること。

④文書作成

- ア. 診療に関わるいかなる文書（紹介状、診断書等）でも登録・作成および入力可能なこと。

⑤モダリティ接続

- ア. 設定により各種モダリティ（PACS、心電計、CR等）の接続が可能なこと。

⑥メモ機能

- ア. 患者情報に簡単なメモを記録することができること。

⑦ノート機能

- ア. 患者にスタッフが書き込むことの出来るノート入力機能を提供できること。

⑧予約機能

- ア. 患者の予約を行えるシステムであること。
- イ. 患者の予約管理、予約票が発行できること。

⑨真正性、見読性、保存性の確保

- ア. 厚生労働省の診療録等の電子媒体による保存についての要件を満たすことの出来るシステムであること。
 - イ. データはサーバーに5年以上記録できるシステムであること。
 - ウ. 電子カルテのログインはユーザーとパスワードで制限が可能であること。

⑩受付

- ア. 医師（診察室）別予約及び予約患者一覧を識別表示できること。
- イ. 患者の呼び出し状況を、予約（来院予定）、診察待ち、診察中、診察済み、診察保留、会計待ち、会計済みを一覧表示できること。
- ウ. 設定により、部門追加（処置室、リハ室等）できること。

⑪その他

- ア. Windows 上で動作するシステムであること。この為 Office 等の市販ソフトが使用できること。
- イ. 入力中のカルテも複数の端末より同一患者カルテが参照できること。この際、データ不整合を防ぐために排他制御がかかること。

D.医事システム仕様

①業務全般

- ア. Windows 上で動作するシステムであること。
- イ. オンライン請求のためのデータ作成が可能なこと。
(レセプト電算処理システムの標準化)
- ウ. 医事システムよりオンライン資格照会指示ファイル (req) を送信し、結果ファイル (res) を自動で取り込み、医事システムへとデータ反映できること。

②患者登録業務

- ア. 患者の登録を随時行えること。
- イ. 患者新規登録時、窓口受付画面にて受付処理を行えること。

③窓口会計業務

- ア. 電子カルテでの入力内容が窓口にて反映できること。
- イ. 会計待ち患者を表示し、診察終了順に会計処理が行えること。
- ウ. レセプトチェックは窓口でもチェック指定が行えること。
- エ. 診療内容入力時点でレセプト画面がイメージで表示できること。
- オ. 会計カード形式での表示も可能なこと。
- カ. 領収書が発行できること。また任意にカスタマイズしたレイアウトに対応できること。
- キ. カルテ 1 号紙の発行が可能なこと。
- ク. 3 号紙 (会計表) の印刷がおこなえること。
- ケ. 点数の明細の入った診療明細書が発行できること。
- コ. 請求上必要なコメントがワープロ入力できること。
- サ. 入院はカレンダーより入院料、診療内容を入力できること。
- シ. 入退院請求書が発行できること、またレイアウトの変更ができること。

④診療報酬請求業務

- ア. レセプト発行が行えること。(連続、患者指定、保険指定等)
- イ. 画面にてレセプト画面を表示できること。(レセプトプレビュー機能)
- ウ. 社保・国保の請求書が発行できること。(返戻処理が可能なこと)

⑤医事統計業務

ア. 各種日計表、月計表、薬剤集計等統計資料の発行が行えること。

⑥マスタ管理業務

ア. 標準マスタは全て提供させること。

イ. 標準マスタは通信による自動更新が可能であること。

ウ. 薬価・点数改訂時には自動で改正されること。

エ. 必要な場合はマスタの設定を自由に行えること。

オ. 標準マスタ、マスタの登録は窓口会計入力時中でも行えること。

⑦自動算定項目

ア. 初、再診料および外来管理加算

イ. 特定疾患指導料

ウ. 処方料、調剤料

エ. 筋注、静注、点滴注射

オ. 検査判断料、静脈採血料

カ. 各種年齢加算、時間外休日加算

キ. その他各種算定項目

以上